

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 39 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 11 を次のように改める。

別表第 11（第 2 条関係）

区 分		単 位	金 額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）による住宅性能評価（同項に規定する住宅性能評価（設	1 戸につき	次に掲げる認定の申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
			ア 1 戸 46,000円
			イ 2 戸以上 5 戸以内 106,000円
			ウ 6 戸以上 10 戸以内 169,000円
			エ 11 戸以上 30 戸以内 332,000円
			オ 31 戸以上 50 戸以内 592,000円
			カ 51 戸以上 100 戸以内 1,010,000円
			キ 101 戸以上 200 戸以内 1,870,000円
			ク 201 戸以上 300 戸以内 2,670,000円
			ケ 301 戸以上 3,270,000円

築等計画の認定（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	計された住宅に係るものに限る。）をいう。以下この表において「住宅性能評価」という。）および登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの		
	住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能評価済手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 16,000円 イ 2戸以上5戸以内 53,000円 ウ 6戸以上10戸以内 84,000円 エ 11戸以上30戸以内 157,000円 オ 31戸以上50戸以内 267,000円 カ 51戸以上 100戸以内 409,000円 キ 101戸以上 200戸以内 742,000円 ク 201戸以上 300戸以内 1,010,000円 ケ 301戸以上 1,220,000円
	評価機関審	1戸に	次に掲げる認定の申請に係る1棟の

	<p>査を受けたもの</p>	<p>つき</p>	<p>住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>1戸</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td>64,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>31戸以上50戸以内</td> <td>101,000円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>51戸以上 100戸以内</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>101戸以上 200戸以内</td> <td>257,000円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>201戸以上 300戸以内</td> <td>325,000円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>301戸以上</td> <td>369,000円</td> </tr> </table>	ア	1戸	14,000円	イ	2戸以上5戸以内	24,000円	ウ	6戸以上10戸以内	39,000円	エ	11戸以上30戸以内	64,000円	オ	31戸以上50戸以内	101,000円	カ	51戸以上 100戸以内	153,000円	キ	101戸以上 200戸以内	257,000円	ク	201戸以上 300戸以内	325,000円	ケ	301戸以上	369,000円
ア	1戸	14,000円																												
イ	2戸以上5戸以内	24,000円																												
ウ	6戸以上10戸以内	39,000円																												
エ	11戸以上30戸以内	64,000円																												
オ	31戸以上50戸以内	101,000円																												
カ	51戸以上 100戸以内	153,000円																												
キ	101戸以上 200戸以内	257,000円																												
ク	201戸以上 300戸以内	325,000円																												
ケ	301戸以上	369,000円																												
<p>法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの</p>	<p>1戸につき</p>	<p>認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあつてはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査手数料基礎額とを合算</p>																											

			した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
	住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と住宅性能評価済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
	評価機関審査を受けたもの	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による	住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（法第2条第4項に規定する長期使用構造等（以下この表において「長期使用構造等」という。）の変更があるものに限る。）	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 26,000円 イ 2戸以上5戸以内 59,000円 ウ 6戸以上10戸以内 95,000円 エ 11戸以上30戸以内 182,000円 オ 31戸以上50戸以内 325,000円 カ 51戸以上 100戸以内 556,000円 キ 101戸以上 200戸以内 1,010,000円 ク 201戸以上 300戸以内 1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円
	住宅性能評価を受けた	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ

<p>申出がない場合に限る。)</p>	<p>もので評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更があるものに限る。）</p>	<p>れぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能評価済変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p> <table data-bbox="815 488 1367 1003"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>52,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>93,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>51戸以上 100戸以内</td><td>249,000円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>101戸以上 200戸以内</td><td>444,000円</td></tr> <tr><td>ク</td><td>201戸以上 300戸以内</td><td>594,000円</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>301戸以上</td><td>706,000円</td></tr> </table>	ア	1戸	11,000円	イ	2戸以上5戸以内	33,000円	ウ	6戸以上10戸以内	52,000円	エ	11戸以上30戸以内	93,000円	オ	31戸以上50戸以内	160,000円	カ	51戸以上 100戸以内	249,000円	キ	101戸以上 200戸以内	444,000円	ク	201戸以上 300戸以内	594,000円	ケ	301戸以上	706,000円
ア	1戸	11,000円																											
イ	2戸以上5戸以内	33,000円																											
ウ	6戸以上10戸以内	52,000円																											
エ	11戸以上30戸以内	93,000円																											
オ	31戸以上50戸以内	160,000円																											
カ	51戸以上 100戸以内	249,000円																											
キ	101戸以上 200戸以内	444,000円																											
ク	201戸以上 300戸以内	594,000円																											
ケ	301戸以上	706,000円																											
	<p>住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更がないものに限る。）、住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更がないものに限る。）または評価機関審査を受けたもの</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p> <table data-bbox="815 1375 1367 1899"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td>79,000円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>51戸以上 100戸以内</td><td>125,000円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>101戸以上 200戸以内</td><td>208,000円</td></tr> <tr><td>ク</td><td>201戸以上 300戸以内</td><td>261,000円</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>301戸以上</td><td>289,000円</td></tr> </table>	ア	1戸	10,000円	イ	2戸以上5戸以内	18,000円	ウ	6戸以上10戸以内	30,000円	エ	11戸以上30戸以内	48,000円	オ	31戸以上50戸以内	79,000円	カ	51戸以上 100戸以内	125,000円	キ	101戸以上 200戸以内	208,000円	ク	201戸以上 300戸以内	261,000円	ケ	301戸以上	289,000円
ア	1戸	10,000円																											
イ	2戸以上5戸以内	18,000円																											
ウ	6戸以上10戸以内	30,000円																											
エ	11戸以上30戸以内	48,000円																											
オ	31戸以上50戸以内	79,000円																											
カ	51戸以上 100戸以内	125,000円																											
キ	101戸以上 200戸以内	208,000円																											
ク	201戸以上 300戸以内	261,000円																											
ケ	301戸以上	289,000円																											

<p>法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更があるものに限る。）</p>	<p>1戸につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあつてはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p>
	<p>住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更があるものに限る。）</p>	<p>1戸につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と住宅性能評価済変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p>
	<p>住宅性能評価および評価機関審査を受けてい</p>	<p>1戸につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済変更手数料基礎額とを合算した額を当該</p>

	<p>ないもの（長期使用構造等の変更がないものに限る。）、住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更がないものに限る。）または評価機関審査を受けたもの</p>	<p>申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p>
--	---	--

備考 この表の規定により手数料として算定される額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。

第2条 函館市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第10から別表第12までの規定中「当該昇降機」を「，当該昇降機」に改め，「とし，同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあってはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から，第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る住宅が住宅性能評価を受けたものである場合における当該認定に関する事務に係る手数料を定め、および建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため